

遺贈によるご寄附について

遺言を作成することにより、ご自身の財産の一部または全部を、母校や特定の団体に無償で譲渡することを「遺贈」といいます。

近年、慣習にとらわれない自由な相続を求める傾向や、遺贈を通じた社会貢献が注目されています。

学校法人三室戸学園では、財産を本学園に寄附することで社会に貢献したいとお考えの方々の便宜をお図りするため、新たに遺贈による寄附制度を設けました。この制度で、財産の一部または全部の受取人に学校法人三室戸学園をご指定いただくことができます。

なお、遺贈によりお受けする財産は原則として現金になります。

1. 遺贈による寄附

- ①遺贈を行うには事前に公証役場で遺言書を作成する必要がありますが、ご希望に応じ、本学園と提携する金融機関を紹介します。
- ②遺言書は民法に定める法定相続に優先しますので、遺言書で意思を明確にすることにより、受遺者（遺産を受け取る方）の指定や遺産分割が円滑に行われます。
- ③本学園へ遺贈した財産は、所定の手続きにより、非課税（相続税）財産になります。

2. 遺贈寄附の流れ

(1) 【本学園窓口】事前ご相談

- ①遺贈によるご寄附をお考えの方は、まず本学園窓口にご相談ください。ご相談の内容は機密を保持します。いただきました情報は「学校法人三室戸学園個人情報の保護に関する規程」に従い厳重に取り扱います。
- ②本学園から 契約している金融機関をご紹介します。

本学園と契約している金融機関へ直接ご相談いただくことも可能です。

本学園の窓口:学校法人三室戸学園 総務人事室 TEL.03-3946-9666

契約金融機関:三井住友銀行 相続アドバイザー一部 TEL.0120-338-518（平日 9:00～17:00）

(2) 【金融機関】専門のコンサルタントが、遺言に関わることをご相談を承ります。

(3) 【金融機関】遺言信託サービスを提供し、次の業務を行います。

○遺言書文案作成のお手伝い

○遺言書の保管

○遺言の執行

■執行内容

- ・遺言書の開示
- ・相続財産目録の作成、報告
- ・遺言執行、遺産分割の実施
- ・遺言執行の終了報告

なお、公証役場での公正証書遺言作成や、上記金融機関で遺言信託サービスを利用される際には、所定の手数料・報酬がかかります。

金融機関でのサービス内容の詳細や手数料等は、上記金融機関にお問い合わせ下さい。